



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県法規集掲載事項）

○ 規則

*2 和歌山県財務規則の一部を改正する規則（出納室）

規 則

和歌山県規則第2号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第85条中「入札保証金」を「入札保証金の額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、県有財産インターネット活用売却システム（インターネットを利用して県の普通財産の売払いを行う事務の手続をいう。以下同じ。）による入札については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額に相当するものとする事ができる。

第92条第1項中「契約保証金」を「契約保証金の額」に、「契約金額」を「契約金額」に、「ものとする事ができる」を「ものと、県有財産インターネット活用売却システムによる入札に係る財産を売り払う契約については当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額に相当するものとする事ができる」に改める。

第103条第1項中「入札書」の次に「（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。